

四国地方整備局

# 大型の構造物等の個別施設計画

(シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等)

令和4年12月

国土交通省 四国地方整備局  
道路部 道路管理課

# 目 次

- 1. 本計画の位置付け …… 1
  - (1) インフラ長寿命化修繕計画
  - (2) 本計画の位置付け
  
- 2. 個別施設計画策定の背景と目的 …… 1
  - (1) 背景
  - (2) 目的
  - (3) 計画期間
  
- 3. 管内の道路管理概要 …… 2
  - (1) 管内管理延長
  - (2) 管理シート数
  - (3) 管理大型カルバート数
  - (4) 管理横断歩道橋(跨線橋以外)数
  - (5) 管理横断歩道橋(跨線橋)数
  - (6) 管理門型標識等数
  
- 4. 管内大型の構造物等の状況 …… 5
  - (1) 定期点検の実施状況
  - (2) 管内大型の構造物等の損傷状況

# 1. 本計画の位置付け

## (1) インフラ長寿命化修繕計画

平成25年11月に、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、インフラ長寿命化基本計画が策定され、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することになりました。

インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成26年5月、国土交通省は、「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、道路(橋梁、トンネル、大型の構造物等)の施設は、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画を策定することになりました。

## (2) 本計画の位置付け

本計画は、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)で策定することとされている個別施設計画です。

# 2. 個別施設計画策定の背景と目的

## (1) 背景

四国の直轄国道における施設の多くは高度成長期に整備されており、これら橋梁の多くは建設後約40年～50年が経過し、今後これら施設の高齢化が急速に進んでいく状況です。

## (2) 目的

重要なネットワークとなる直轄国道の安全性・信頼性を確保していくため、定期点検により施設の状態を把握し、その点検結果に基づく個別施設計画を策定し、修繕を計画的に実施します。

これにより、施設の健全性を確保し、予防保全型の管理への転換によるライフサイクルコストの縮減を図ります。

## (3) 計画期間

計画期間は、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)にあわせ、令和3年度～令和7年度(2021年度～2025年度)とします。なお、計画は、点検結果等を踏まえ、毎年度更新をします。

# 3. 管内の道路管理概要

## (1) 管内管理延長

四国地方整備局は、国道11路線(11号、28号、30号、32号、33号、33号、55号、56号、192号、196号、317号、319号)及び四国横断自動車道(須崎西IC～四万十町中央IC,宇和島北IC～西予宇和IC,徳島津田IC～徳島沖洲IC)の総延長1,339.0kmを管理しています。

R4.5月末時点

号線	管理区間	管理延長	号線	管理区間	管理延長	号線	管理区間	管理延長
11号	徳島市～松山市	263.0km	33号	高知市～松山市	124.8km	196号	松山市～西条市	65.7km
28号	鳴門市～徳島市	8.3km	55号	徳島市～高知市	237.5km	317号	今治市	6.7km
30号	高松市	1.6km	56号	高知市～松山市	349.5km	319号	丸亀市～まんのう町	10.5km
32号	高松市～高知市	132.9km	192号	四国中央市～徳島市	98.9km	四国横断自動車道 <sup>※2</sup> (高速自動車国道)		39.6km

※1. 四捨五入の関係から内訳の合計と一致しないことがある ※2. 四国横断自動車道は須崎西IC～四万十町中央IC、宇和島北IC～西予宇和IC、徳島津田IC～徳島沖洲IC

## (2) 管理シェッド数

四国地方整備局が管理するシェッドは19施設で、国道32号、国道33号、国道55号に設置されております。

### 施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	高速	計
徳島県				9		1							10
香川県													0
愛媛県					4								4
高知県				3	2								5
計	0	0	0	12	6	1	0	0	0	0	0	0	19

R4.3月末時点

### (3) 管理大型カルバート数

四国地方整備局が管理している大型カルバート(内空2車線以上の道路を有する程度の規模)は、86施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	高速	計
徳島県	4			1		4 (2)		1					10 (2)
香川県	3			4									7
愛媛県							13 (11)		4	8 (8)		6 (6)	31 (25)
高知県					2	9 (9)	16 (8)					11 (11)	38 (28)
計	7	0	0	5	2	13 (11)	29 (19)	1	4	8 (8)	0	17 (17)	86 (55)

うち( )書きは、自専道

R4.3月末時点

### (4) 管理横断歩道橋(跨線橋以外)数

四国地方整備局が管理している横断歩道橋(跨線橋以外)は、229施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	高速	計
徳島県	11	3				8		23					45
香川県	44		2	6							3		55
愛媛県	46				5		31	5	22				109
高知県				5	1	8	6						20
計	101	3	2	11	6	16	37	28	22	0	3	0	229

R4.3月末時点

## (5) 管理横断歩道橋(跨線橋)数

四国地方整備局が管理している横断歩道橋(跨線橋)は、16施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	高速	計
徳島県								3					3
香川県	5												5
愛媛県													0
高知県				4	4								8
計	5	0	0	4	4	0	0	3	0	0	0	0	16

R4.3月末時点

## (6) 管理門型標識数

四国地方整備局が管理している門型標識等は、452施設です。

施設数(県別・路線別)

路線名 県名	11号	28号	30号	32号	33号	55号	56号	192号	196号	317号	319号	高速	計
徳島県	19	1		15		23 (5)		21				1 (1)	80 (6)
香川県	85		3	17							13		118 (0)
愛媛県	37				26 (2)		40 (8)	3	14				120 (10)
高知県				22	27	30 (11)	48 (2)					7 (7)	134 (20)
計	141	1	3	54	53 (2)	53 (16)	88 (10)	24	14	0	13	8 (8)	452 (36)

うち( )書きは、自専道

R4.3月末時点

# 4. 管内大型の構造物等の状況

## (1) 定期点検の実施状況

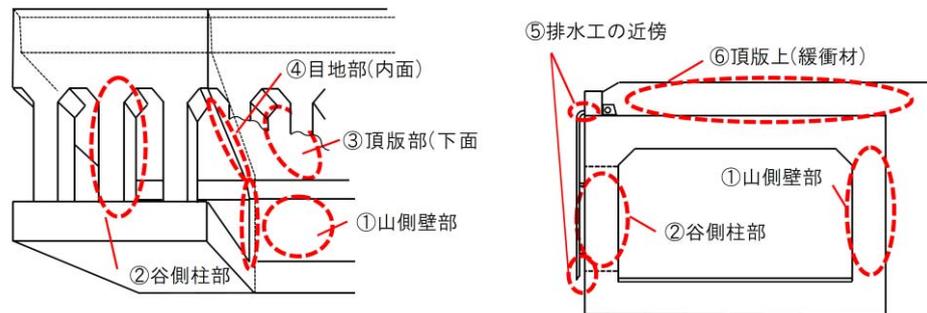
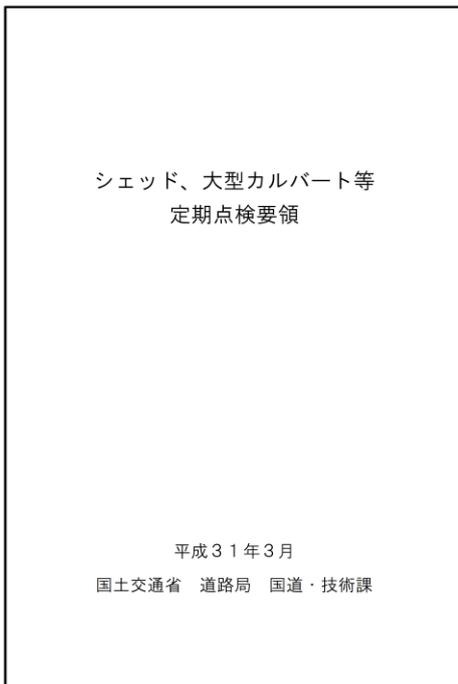
継続的なインフラ管理のために、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施するとともに実施内容を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取り組みを推進していく必要があります。

大型の構造物等の点検については、下記の定期点検要領等に基づき、5年に1度、近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分します。

### 定期点検要領等

#### ◆ シェッド・大型カルバート等

【主な着眼箇所（RC製シェッド）】



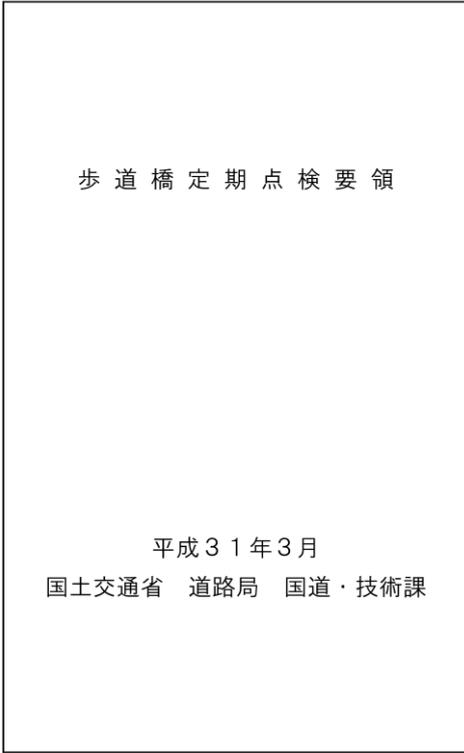
補修工法	着目箇所
(1)断面修復工法	ひびわれ、漏水、遊離石灰、錆汁、剥離(うき)
(2)連続繊維シート接着工法	繊維シートの剥離(うき)、漏水、遊離石灰、錆汁
(3)鋼板接着工法	鋼板端部やボルトキャップ部の錆、うき、漏水、遊離石灰、錆汁

※シェッド・大型カルバート等定期点検要領(国土交通省 道路局 国道・技術課 平成31年3月)より抜粋

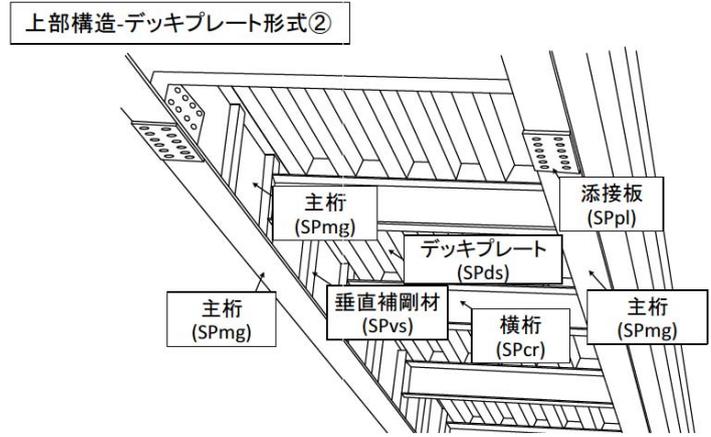
### シェッド・大型カルバート等定期点検要領

国土交通省 道路局 国道・技術課 H31.3

## ◆横断歩道橋



### 【主な着眼箇所（上部構造）】

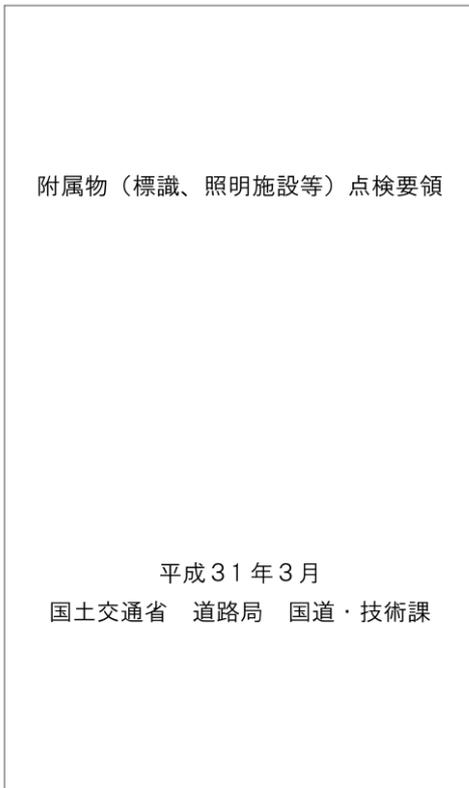


※歩道橋定期点検要領(国土交通省 道路局 国道・技術課 平成31年3月)より抜粋

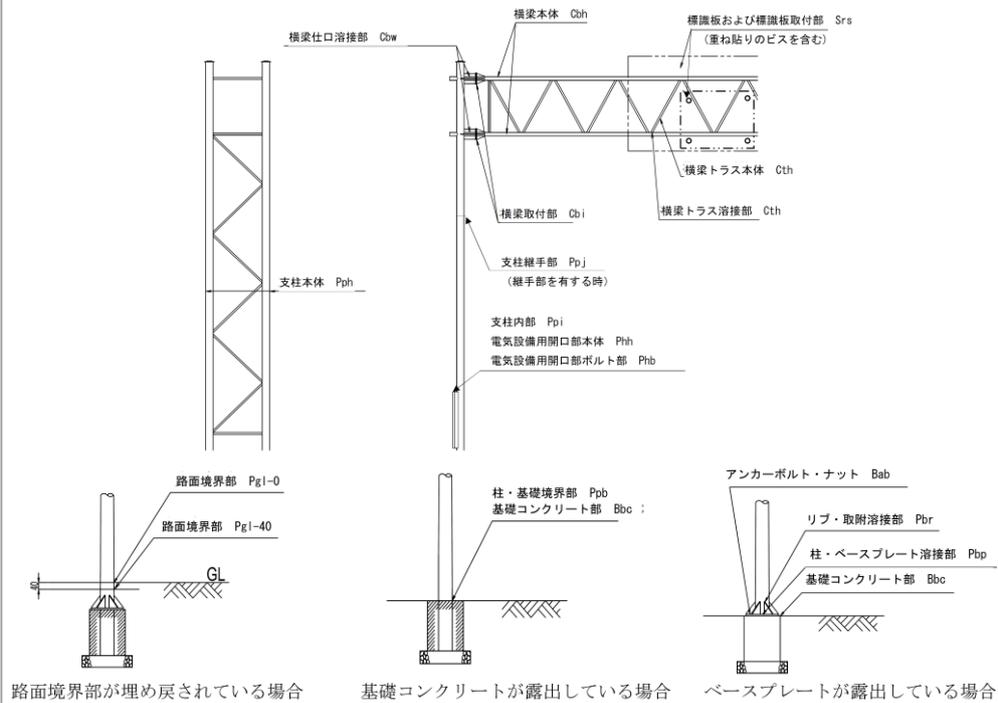
### 歩道橋定期点検要領

国土交通省 道路局 国道・技術課 H31.3

## ◆門型標識等



### 【主な着眼箇所（門型標識支柱）】



### 附属物（標識・照明施設等）点検要領

国土交通省 道路局 国道・技術課 H31.3

※附属物(標識、照明施設等)点検要領(国土交通省 道路局 国道・技術課 平成31年3月)より抜粋

## 点検状況

### ◆ シェッド・大型カルバート等



### ◆ 横断歩道橋



### ◆ 門型標識等



## 健全性の診断

区 分	定 義
I 健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 対策区分の判定

判定区分	判定の内容
A	変状が認められないか、変状が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	シェッド、大型カルバート等の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	シェッド、大型カルバート等の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある。

※シェッド・大型カルバート等定期点検要領より抜粋

## (2) 管内大型の構造物等の損傷状況

### ◆シェッド

四国地方整備局で管理するシェッドのうち直近5年（H29～R3）の結果は、判定区分Ⅰ：1箇所、Ⅱ：11箇所、Ⅲ：7箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

#### 診断結果と修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	H29	H30	R1	R2	R3	計
Ⅳ						0
Ⅲ			4	3		7
Ⅱ				6	5	11
Ⅰ				1		1
計			4	10	5	19

	修繕計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	計
Ⅳ						0
Ⅲ		2	1			3
Ⅱ		2				2
Ⅰ						0
計	0	4	1	0	0	5

R4.9月末時点

### ◆大型カルバート

四国地方整備局で管理する大型カルバートのうち直近5年（H29～R3）の結果は、判定区分Ⅰ：23箇所、Ⅱ：54箇所、Ⅲ：8箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

#### 診断結果と修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	H29	H30	R1	R2	R3	計
Ⅳ						0
Ⅲ		1	2		5	8
Ⅱ		7	11	4	32	54
Ⅰ			10	7	6	23
計	0	8	23	11	43	85

※初回点検を実施していない施設があるため、管理施設数とは合わない。

	修繕計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	計
Ⅳ						0
Ⅲ	1		1	4		6
Ⅱ	4					4
Ⅰ						0
計	5	0	1	4	0	10

R4.9月末時点

## ◆横断歩道橋(跨線橋以外)

四国地方整備局で管理する横断歩道橋（跨線橋以外）のうち直近5年（H29～R3）の結果は、判定区分Ⅰ：135箇所、Ⅱ：58箇所、Ⅲ：36箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

### 診断結果と修繕計画

	診断結果					
	H29	H30	R1	R2	R3	計
Ⅳ						0
Ⅲ	5	11			20	36
Ⅱ	21	9	4		24	58
Ⅰ	40	44	4		47	135
計	66	64	8	0	91	229

	修繕計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	計
Ⅳ						0
Ⅲ	3	3	2	4	8	20
Ⅱ	9					9
Ⅰ	1					0
計	13	3	2	4	8	29

R4.9月末時点

## ◆横断歩道橋(跨線橋)

四国地方整備局で管理する横断歩道橋（跨線橋）のうち直近5年（H29～R3）の結果は、判定区分Ⅰ：6箇所、Ⅱ：7箇所、Ⅲ：2箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

### 診断結果と修繕計画

	診断結果					
	H29	H30	R1	R2	R3	計
Ⅳ						0
Ⅲ	1	1				2
Ⅱ	3		2		2	7
Ⅰ	2	2	1		1	6
計	6	3	3	0	3	15

※初回点検を実施していない施設があるため、管理施設数とは合わない。

	修繕計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	計
Ⅳ						0
Ⅲ			1			1
Ⅱ		1				1
Ⅰ						0
計	0	1	1	0	0	2

R4.9月末時点

## ◆門型標識等

四国地方整備局で管理する門型標識等のうち直近5年（H29～R3）の結果は、判定区分Ⅰ：88箇所、Ⅱ：338箇所、Ⅲ：23箇所、Ⅳ：0箇所となっています。

なお、修繕計画は、点検結果や予算措置状況等に応じて見直すことがあります。

### 診断結果と修繕計画

(施設数)

	診断結果					
	H29	H30	R1	R2	R3	計
Ⅳ						0
Ⅲ		1	1		21	23
Ⅱ	32	54	43	74	135	338
Ⅰ	13	15	23	7	30	88
計	45	70	67	81	186	449

※初回点検を実施していない施設等があるため、管理施設数とは合わない。

	修繕計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	計
Ⅳ						0
Ⅲ	1		16	3	3	23
Ⅱ	1					1
Ⅰ						0
計	2	0	16	3	3	24

R4.9月末時点